平成23年第3回 利根町議会定例会会議録 第6号

平成23年9月15日 午前10時開議

1. 出席議員

井 邦 弘 8番 井 1番 新 君 原 正 光 君 嶋 君 9番 井 利 君 2番 花 美清雄 今 和 3番 船 君 10番 君 Ш 京子 若 泉 昌 寿 5番 守 谷 貞 明 君 11番 白 旗 修 君 本啓 次 君 6番 坂 12番 五十嵐 辰 雄君 高 橋 男 君 7番

1. 欠席議員

なし

1.説明のため出席した者の氏名

ĦΤ 長 遠山 務 君 総 務 課 君 長 飯 田 修 君 企 画財 課 秋 山幸 男 政 長 税 務 課 長 坂 本 隆 雄 君 まちづくり推進課長 野 光 君 高 司 住 民 課 克 君 長 木 村 美 福 祉 課 長 畄 昌 巳 君 師 保健福祉センター所長 塚 稔 君 石 環境対策課長 蓮 沼 均君 保険年金課長兼国保診療所事務長 矢 功 君 経 済 課 長 菅 田 哲 夫 君 都 市建 設 課 塚 正 夫 君 長 飯 木 弘 君 会 計 課 長 鈴 教 育 툱 伊 藤 孝 生 君 学 校 教 育 課 鬼 沢 俊 君 長 生 涯 学 習 長 石 井 博 美 君 課 水 道 課 長 福 田 茂君

1.職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長酒 井 賢 治書記雑 賀 正 幸書飯 田 江理子

1.議事日程

議事日程第6号

平成 2 3 年 9 月 1 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

日程第1	議案第61号	平成22年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件				
日程第2	議案第62号	平成22年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件				
日程第3	議案第63号	平成22年度利根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件				
日程第4	議案第64号	平成22年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の				
		件				
日程第5	議案第65号	平成22年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件				
日程第6	議案第66号	平成22年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件				
日程第7	議案第67号	平成22年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定				
		の件				
日程第8	議案第68号	平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の				
		件				
日程第9	議案第69号	平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件				
日程第10	議員提出議案第6号 条件付一般競争入札の拡大を求める決議について					
日程第11	議員提出議案第7号 利根町内の冠水対策の促進を求める決議について					
日程第12	利根町冠水対策特別委員会の設置について					
日程第13	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件					
日程第14	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件					

1.本日の会議に付した事件

日程第1 議案第61号

日程第2 議案第62号

日程第3 議案第63号

日程第4 議案第64号

日程第5 議案第65号

日程第6 議案第66号

日程第7 議案第67号

日程第8 議案第68号

日程第9 議案第69号

日程第10 議員提出議案第6号 条件付一般競争入札の拡大を求める決議について

日程第11 議員提出議案第7号 利根町内の冠水対策の促進を求める決議について

日程第12 利根町冠水対策特別委員会の設置について

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長(五十嵐辰雄君) 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

議員から追加議案2件、議員提出議案第6号、第7号が提出されました。

また、決算審査特別委員会委員長から、委員会審査報告書が提出されております。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、議案第61号 平成22年度利根町一般会計歳入歳出決 算認定の件を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審查特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) おはようございます。それでは報告をいた します。

平成22年度各会計の決算について、委員会審査の経過と結果の報告を行う前に、委員長として包括的な審査報告をいたします。少々お時間をお願いします。ご容赦いただきたいと思います。

まず、決算審査特別委員会において、委員各位が熱心に取り組まれたことに感謝申し上げます。また、委員に対し、終始丁寧に説明し応答していただいた執行部職員の皆様にも感謝申し上げます。

さて、決算審査の過程で幾つかの疑問や提案がありました。例えば乗合タクシーの利用 上の制約の問題、住民の法律相談のあり方の問題、外部講師への謝礼のあり方の問題、教 育用パソコンのコストの問題、歴史民俗資料館の運営方法の問題、コミュニティセンター の運営のあり方の問題等々であります。

これらの中には、比較的容易に解決できるものやかなり解決困難なもの、あるいは経費として金額的に大きいもの、あるいは小さいものがありますが、何らかの改善の余地が潜んでいるものが多いように、私は思います。

執行部は、これらの疑問や提案について再検討し、改善できるものは来年度以降の事業 計画や予算編成に生かしていただきたいと思います。

もう一つ、決算審査の過程では議論が余りありませんでしたが、ここで平成22年度の決算を財政的視点から総括してみたいと思います。

町長が言われるように、利根町財政の健全度は総務省の言う財政健全化判断比率の基準には抵触しておりません。つまり財政上のイエローカードが出されている状態ではありません。しかし、この基準に引っかからないといって、町の財政が健全だということでは決してありません。この基準は、夕張市の財政破綻などを契機に平成21年度から正式に採用された極めて厳しい基準であり、町の財政が国や県の指導のもとに置かれるかどうかという境界値を示すものであります。このような基準に抵触するようでは、相当に重病なのでありまして、この基準をクリアしているからといって、町の財政は安心だとは決して言えません。むしろ、我々は従来からの財政指標などによって町の財政を検討する方が有益と考えます。

ここでは時間の関係上、そのうちの二つ、つまりよく知られております財政力指数と経常収支比率を使って平成22年度の決算数値を検討し、今後の努力すべき方向を考えてみたいと思います。

引用するデータは利根町の決算カードや茨城県市町村課のホームページなどに記載されているものであります。

まず、利根町の財政力指数について申し上げます。

ご承知のように、財政力指数とは基準財政収入額を基準財政需要額で割った値であり、 簡単に言えば自主財源でどれだけ町の行政需要を満たしているかという指標であります。 平成22年度利根町の財政力指数は0.50です。0.50とは、自分の収入では行政需要の半分し か満たせないという値であります。ちなみに、1年前の平成21年度のデータでありますが、 これは得られないからそうなるのですが、河内町の指数は0.43で利根町より悪く、それか ら、美浦村の財政力指数は1.02で自主財源で行政需要を十分に満たせるレベルにあります。 次に、利根町の経常収支比率について申し上げます。

経常収支比率とは、経常経費に充てる一般財源を一般財源の総額などで割った値であり、 簡単に言えば経常的費用を一般財源でどれだけまかなえているかを見る指標であり、財政 のゆとり度を示す指標でございます。

平成22年度の利根町の経常収支比率は95.4です。数年前に比べれば少し改善されているとはいえ、町村の場合は経常収支比率は一般に70前後が適切と言われております。それに比べれば経常収支比率はまだまだ改善されなければいけない状態であります。ちなみに、平成21年度の経常収支比率、河内町は93.7、美浦村は91.5であり、利根町より少しよい程度であります。

利根町の財政がこのように厳しい原因はどこにあるのでしょうか。ここでは三つにまとめておきます。

第1の原因は、町の収入の慢性的不足にあります。自主財源の柱である町税は、政府の 三位一体改革による国から地方への税源移譲というのが二、三年前にありましたが、その ときを除けば毎年減少を続けております。また、自由に使える地方交付税も、国の厳しい 財政状況を見れば、ふえることは余り期待できません。

第2の原因は、経費の増大にあります。義務的経費のうち、人件費と公債費は少しずつ抑制効果があらわれておりますが、扶助費は過去20年以上一貫して上昇を続けており、平成22年度は特に高い伸びを示しております。これは、子ども手当に象徴される国の政策によるものが多く、国や県からの交付金、補助金、負担金も多いのですけれども、町自身の財源も相当充当されているわけであります。

また、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計で処理されている保険事業も、一般会計から多額の財源を繰り入れているわけであります。これらの社会保険事業も国の政策で行われているわけですけれども、町の財政の大きな圧迫要因となっております。さらに、広域事務組合の負担金も相当の額に上るわけでございます。

第3の原因は、基金の減少にあります。基金の残高の総額は平成12年に約41億6,000万円ありましたけれども、これが一貫して減り続けており、平成22年度の総残高は22億8,800万円であります。この11年間に約18億9,000万円、率にして約45%も基金の残高が減少しております。これは、歳入不足を基金の取り崩しで補っている。つまり、多くの経費の支払いと町債の返済のために特定目的基金と減債基金を取り崩しているからであります。

このような財政のじり貧状態から抜け出すには、みずからの力で収入をふやし、支出を抑える具体的な方策を早期に実現することは言うまでもありません。そのためには大きく 二つの方法しかありません。

一つは、自主財源の増加を図ることです。それには抜本的な産業振興策を考えるほかにありません。もちろん今そのために努力を懸命に続けておられるわけですけれども、今なお展望が開けておりません。

また、町税や国保の収納未済を抑えることも重要課題でありますが、これは永続的な増収策ではございません。短期的なものかと思います。

もう一つは、経費の抜本的削減を図ることであります。これも努力を怠っているわけで

はありません。しかし、今定例会の一般質問や決算審議の過程でも指摘があったように、 事業事務、役所言葉では事務事業と言っていますけれども、事業事務の見直しなど、まだ まだ改善の余地が多いと思われます。業務改革の発想と方法をもう一度検討することが必 要であると私は考えます。

平成22年度の決算は認定されましたが、執行部の皆様には決算の審査過程から見えてき た問題点や課題を踏まえて、24年度の予算を編成されるよう心から望むものであります。

以上、平成22年度決算審査について原因かつ総括的報告を終わります。

続きまして、議案第61号について申し上げます。議案第61号 平成22年度利根町一般会 計歳入歳出決算認定の件について報告をいたします。

当委員会は、平成23年9月9日と12日の2日間、委員9名全員の出席のもとに、同9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審査しました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第61号 平成22年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。 本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第2、議案第62号 平成22年度利根町国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審查特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) 議案第62号 平成22年度利根町国民健康保 険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。 当委員会は、平成23年9月13日、委員9名全員出席のもとに、9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審査しました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第62号 平成22年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 を採決します。

本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第3、議案第63号 平成22年度利根町老人保健特別会計歳 入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審查特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) 議案第63号 平成22年度利根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件について報告をいたします。

当委員会は、平成23年9月13日、委員9名全員出席のもとに、9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審査しました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第63号 平成22年度利根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件を採 決します。

本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第4、議案第64号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審查特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) 議案第64号 平成22年度利根町公共下水道 事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成23年9月13日、委員9名全員出席のもとに、9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審査しました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の 件を採決します。

本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第5、議案第65号 平成22年度利根町営霊園事業特別会計 歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審查特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) 議案第65号 平成22年度利根町営霊園事業 特別会計歳入歳出決算認定の件について報告をいたします。

当委員会は、平成23年9月13日、委員9名全員出席のもとに、9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審査しました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第65号 平成22年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を 採決します。

本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第6、議案第66号 平成22年度利根町介護保険特別会計歳 入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審查特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) 議案第66号 平成22年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成23年9月13日、委員9名全員出席のもとに、9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審議いたしました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第66号 平成22年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採 決します。

本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第7、議案第67号 平成22年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審查特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) 議案第67号 平成22年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成23年9月13日、委員9名全員の出席のもとに、9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審査しました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第67号 平成22年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定 の件を採決します。

本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第8、議案第68号 平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審査特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) 議案第68号 平成22年度利根町後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定の件について報告をいたします。

当委員会は、平成23年9月13日、委員9名全員出席のもとに、9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審査しました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第68号 平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第9、議案第69号 平成22年度利根町水道事業会計決算認 定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審查特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長(白旗 修君) 議案第69号 平成22年度利根町水道事業会 計決算認定の件について報告をいたします。

当委員会は、平成23年9月13日、委員9名全員出席のもとに、9月5日付で付託されました上記の議案を慎重に審査しました。その結果、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第69号 平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は原案を認定するものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり 認定することに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第10、本日追加提案されました議員提出議案第6号 条件付一般競争入札の拡大を求める決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。

提出者利根町議会議員高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

7番(高橋一男君) 議員提出議案第6号

平成23年 9 月15日

利根町議会議長 五十嵐辰雄様

提出者 利根町議会議員 高 橋 一 男 賛成者 同 若 泉 昌 寿 賛成者 同 白 旗 修 賛成者 同 守谷貞明 船川京子 賛成者 同 賛成者 同 井 原 正 光

条件付一般競争入札の拡大を求める決議について

上記について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由といたしまして、条件付一般競争入札の拡大により指名される業者、指名から 外される業者間に生じる不公平を解消し、入札の平等性を高めることができる。さらに地 場産業を保護・育成するため、地元でできることは地元業者を基本とすることを提案する。 それでは本文に移ります。

条件付一般競争入札の拡大を求める決議

利根町の公共工事の入札はこれまで、予定価格5000万円以下は指名競争入札で行われている。利根町の平成23年度公共工事発注予定調書では、一般競争入札が1件、随意契約が1件、指名競争入札が24件であり、一般競争入札予定価格5000万円以上の大きな事業はほとんど無く、概ね指名競争入札で行われている。それにより、業者間での談合しやすい環境が作り出されている。

我々は、条件付一般競争入札の拡大により下記の効果が期待できると考える。

記

- 1 官製談合を未然に防ぐことで入札の公平性を解消し、入札の透明性・平等性を高めることができる。
- 2 落札価格が下がる可能性があり、厳しい財源をより有効に運用することができる。
- 3 町内業者を最優先する条件を付け、地元で出来ることは地元業者が工事を行うことで 地場産業を保護・育成し、更に地元の雇用を促すことが出来る。また、ダンピング受注 や品質低下を防ぐため最低制限価格制度を導入する。

我々は、これまでの公共工事入札を見直し、入札制度の改革を強く求める。

以上、決議する。

平成23年9月15日

議長(五十嵐辰雄君) 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番新井邦弘君。

[1番新井邦弘君登壇]

1番(新井邦弘君) 今の決議案ですけれども、メリットの方は大変よくわかるのですけれども、これに対してデメリットというのはどこにも書いていないので、その説明をちょっと求めたいのですが。よろしくお願いします。

議長(五十嵐辰雄君) ただいま1番新井邦弘君の質疑に対する答弁を求めます。 7番高橋一男君。

7番(高橋一男君) 新井議員の質疑にお答えいたします。

デメリットと言いますと、このデメリットというのは、決議案の中にも一部入っています。要するに、指名競争入札というのは、ある一定の指名委員会で指名を決定すると。それで町長が最終的な決裁をするということになっておりますので、どうしても業者の選定が不公平になる可能性があると。それによって談合、業者間の談合のしやすい環境をつくり出していると、これがデメリットなのですよ。

それを解消するために一般競争入札で公平に、地元業者を第一優先にして地元業者の中で争っていただくと、それによって業者間としては談合のしにくい環境になってくると。利根町全体の業者が入ってくることによって、談合のしにくい状況になってくるということで、これは当然メリットの方が大きいということで、これまでのデメリットは今まで5,000万円以下で指名競争、平成22年度の決算の内容を見てもわかるとおり、ああいうふうに指名が大半なのですよ。全部指名ですね。

そうすると、私も決算の中でちょっと触れましたけれども、要するに大きな仕事が仮に あったとしても、幾つかに割ることによって一般競争から外れるのですよ。そういうこと も可能であるということ。

それをなくすためには、どうしても今の価格の5,000万円という額をもうちょっと下げてもらって、それで地元業者が自由に競争できるような環境をつくってもらいたいということなのです。そのための決議ということですので、これでよろしいでしょうか。

議長(五十嵐辰雄君) 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

これから討論を行います。

まず、反対討論。

9番今井利和君。

〔9番今井利和君登壇〕

9番(今井利和君) 私は、このたび提出された入札制度価格条件付一般競争入札の拡大に反対し、現行の入札制度でよいとするものです。

決議書で提案された入札制度改革の必要の是非を判断するために、現行の入札制度について私なりに数項目にわたって調査いたしました。また、条件付き一般競争入札のありようについても調査いたしました。

初めに、現行の入札制度について、調査結果を申し上げます。

現在、利根町の入札制度は5,000万円以上を一般競争入札とし、5,000万円以下を指名競争入札とするとあります。

一つ、等級格付けと工事費適用範囲について申し上げます。

業種、土木、建築等5工種別に結審点数の総合点数でおのおの格付け、5から4ランクに区分、土木、建築工種は5ランクを行い、あわせてランクごとに設計金額により適用範囲を設けています。結審点数は会社の規模、能力の指標であり、重要項目として取り扱われています。

二つ、指名の選考、調査基準あるいは選考の考えについて。工事金額、工事の難易度、 特殊性に配慮し、あわせて品質の確保、工期の遵守、安全の確保を必要とし、次に上げる 項目で選考されています。

ア、指名参加願書の提出確認、提出がない場合は参加できないということです。イ、格付け審査、結審の点数、ランク。ウ、当該工事における施工能力、維持する資格技術者数の審査。エ、当該工事と同種工事の実績審査。オ、利根町における工事実績あるいは県内近隣市町村での工事実績審査。カ、利根町に本社あるいは営業所が設置されているか、あるいは県内に本社、営業所が設置されているかの審査。キ、経営業態審査。ク、営業努力、企業的信頼性、人間的信頼性。ケ、官製工事評価点数による審査。コ、指名業者数何社以上。指名競争入札で指名を勝ち取るには営業努力が不可欠です。営業努力とは、この工事に取り組みたいという強い意欲の表明や会社のPR、会社の技術力のPR、実績のPRなどです。そこから会社の信頼性や人間性の信頼が生まれ、指名を勝ち取る環境が高まります。以上の選考審査基準、選考の考え方、項目を統合的に判断して、当該工事の指名業者が選考されています。

利根町の平成23年の工事発注について、一般競争入札1件、指名競争入札24件、随意契約1件です。

利根町への指名参加願書提出業者について。300社強で、その中身はゼネコン、県外業者、県内業者、利根町業者16社と言われていますけれども、16社が含まれています。

調査の結果、利根町では工事の品質確保、工期の厳守、安全の確保を基調とし、厳正な 選考審査基準あるいは選考の考えで指名業者が選考されています。

決議書の提出理由に、指名競争入札による「指名される業者、指名から外される業者間 の不公平を解消し」という文面がありますが、一方的に指名する町業者に非があり不公平 を生んでいると決めつけるのはいかがなものでしょうか。

次に、条件付き一般競争入札についての調査結果を申し上げます。

決議書の提案理由に、条件付き一般競争入札の拡大により不公平を解消し、入札の平等性を高めるとあり、あわせて町内業者を最優先するという条件をつけ、地元でできることは地元業者が工事を行う。地場産業保護、育成し、さらに地元の雇用を促すことができるとあります。拡大枠も条件つきの条件も明示されていませんが、提出者である高橋議員の議会発言からすると、現行の拡大枠である一般競争入札5,000万円以上を3,000万円以上に拡大すると解釈され、条件として利根町に本社がある業者、つまり利根町に本社、営業所がある業者と解釈されます。

しかし、私の調査では……(「そんなこと言っていない」と呼ぶ者あり)今、私がやっているんだから、議長。

議長(五十嵐辰雄君) 静粛に願います。

〔発言する者あり〕

9番(今井利和君) 一般競争入札の工事項目の一例を挙げますと、結審の点数の制限、利根町の場合、工事規模よりAランク対応可。2、当該工事と同種工事、同類工事の実績、何年以内の実績、完工していること、官公庁の実績最優先など、図面、契約書の添付。3、主任技術者登録、1級土木施工管理技士、同種工事に従事した主任技術者に限定。4、場合によっては施工計画書、技術提案書が求められるなど、これらをすべて書類で提出し、審査の結果、参加資格が得られる。

条件付き一般競争入札となれば工事項目の中に参加資格、利根町に本社・営業所が設置されていることとなります。したがって、利根町に本社・営業所があるだけで全員が参加資格が得られるものではありません。

利根町においての条件付き一般競争入札の導入には数々の問題点があります。結審の点数の制限により参加業者点数が大幅に減少する。条件付きの運用は町外業者を排除することですから、このことが逆に町内業者のリスク、町外市町村から利根町業者が排除になることも考えられます。すべて書類審査なので、申請数が多くなれば、業者においても町においても厳しい対応性が求めれる。工事から執行までの期間が長くなる。

以上の審査により、利根町における条件付き一般競争入札の導入提案に対する私の所見 は次のとおりです。

導入による不公平の解消という文言について、条件付き一般競争入札では不公平を解消されると思いますが、参加資格が得られる業者が大幅に減少すれば、その方式のそのものに逆に不公平を感じると思います。

入札の平等性を高めるという文言について、意味がよくわかりませんが、推測するに、 一つ一つは多くの業者が参加でき、入札参加の機会を得られやすいと解釈すれば、全く逆 です。もう一つは、談合ができにくくなるのではと解釈できます。これについては、後で 述べます。

公共工事の減少、小規模化で利根町業者も大変に冷え込んでいることは十分承知しており、町内業者でできることは町内業者への考え方は私も賛同いたしますが、その運用には、逆に制限が厳しく問題点が多い条件付き一般競争入札を導入するよりも、町側も町内業者優先意識を高く持っているわけですから、現行どおりの指名競争入札制の中で流動的な運用、つまり施工能力、技術力があると見ればランクを超えて対応する指名業者の拡大をするなど、町に要望し実行してもらう方が町内業者にとってはメリットがあると私は考えます。

次に、最低価格導入について、私の所見を申し上げます。

ダンピング受注や品質定価を防ぐ意味合いで最低価格を設けることは、私も賛同いたしますが、ただ落札価格を下げるだけの意味での最低制限価格の設定には反対いたします。なぜならば、最低制限価格を設定すれば、競争の原理で価格設定ラインでの競争になり、小規模工事での大幅な価格設定は、品質や安全性の確保に大きな悪影響を与えるからです。世間の予定価格何%以上の落札は談合だという風潮に惑わされた理由なき設定は慎まなければなりません。利根町においては慎重な対応が必要と思います。

また、業者も企業ですから、適切な利潤を得るのは当然のことで、そのことにより研究、 技術開発を行い、技術力が高まり、あわせて雇用の促進にもつながると思います。

次に、談合問題についての私の所見を申し上げます。

私も談合は絶対にあってはならないと考えています。利根町で実施している現行の指名競争入札方式で談合は絶対に不可能かと問われれば、以前の中央業界の例を見ればわかるとおり、絶対とは言い切れません。中央業界では指名競争入札や公募型競争入札、そして一般競争入札においても談合を撲滅することができず、電子メール入札等の策を導入いたしましたが、それでも完全撲滅に至らず、国では最後の切り札とも言える重い罰則を導入いたしました。

それは、長期、1年から2年に至る営業停止処分です。会社が存続できなくなるほどの 罰則です。このことにより、中央業界では談合がなくなったとのことです。大都市におい ても国の重い罰則を見習い、長期間の入札参加を認めずの罰則を設けているところが多く 見られており、ある地方自治体では談合防止のため非公表で価格の上限ラインと下限ラインを設け、その中で競争させているところもあるとのことです。

談合撲滅には条件付き一般競争入札で対応するのではなく、談合を見逃さず重い罰則で 対応するしかないのではないでしょうか。

決議書を見ると、利根町における指名業者入札は、総じて官製談合と受けとめる文面になっています。官製談合の重みをご存じでしょうか。重大で司直の手が入ります。私の認識では、官製談合は町行政側の意向(議員も含む)を業界が受け入れた場合、官製談合と認識しています。そして、業者間での話し合いで調整されるのが業界談合で、俗に言う談

合と認識しています。

また、町行政に携わるもの(議員も含む)が入札行為に重大な影響を及ぼす情報、予定価格等を特定業者に漏らした場合、事実が判明すれば入札妨害罪で逮捕されます。

高橋議員が指名に不公平を感じること、官製談合とは全く別問題です。公の場で軽々しく発言する言葉ではありません。議員としての資質と重大な責任を問われます。

また、現行の指名競争入札は業者間での談合しやすい環境がつくられていると決議書の 文面にありますが、一般論なのでしょうか。それとも事実を承知されているのでしょうか。 もし事実を承知されているのであれば、議員としてその談合を糾弾していくのが本文なの ではないでしょうか。

結論を申し上げます。私は提案された入札制度、条件付き一般競争入札の拡大に反対し現行での入札制度を支持いたします。ただし、利根町のさらなる発展のため、現行の指名競争入札における指名業者拡大等の検討を行政にお願いし、私の反対討論といたします。

議長(五十嵐辰雄君) 次に、賛成討論です。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番(守谷貞明君) 私は賛成の立場で討論いたします。

決算特別委員会でこの問題も、私は委員として水道課のさまざまな公共事業の発注について質問いたしました。その中で、平均的な落札率は何%ですかとの質問に対して、お答えは95%ですという答えが返ってきました。これは一般的に非常に高い、予定価格の95%が落札価格ということは、非常に高コストの高い価格の落差率なんですね。

この場合、金額が数千万円から、安いものは二、三万円とか10万円とありますが、余り安いものに関しては、そのぐらいの価格でも私は納得しますけれども、数千万円単位の比較的高額なものの95%というのは、これは一般的に言って談合の疑いが非常に強いのですよ。

これは皆さん多分ご存じだと思いますが、テレビ、新聞等で一時業界との癒着、談合が問題になりました。そのときに一般論として、98%から92%、下が92、上は98、この価格帯の落札というのはほとんど談合ですよというのが、これ世の中の一般常識です。

ですから、高額な工事、当然オープンプライスで落札、指名業者を求めますね。これ一般競争入札にしろ、指名業者にしろ、その中で公正な価格競争が行われたとしますと、大体90%のライン、87から90ですね。高くても九十一、二%でおさまるのですよ。ここの価格帯におさまっている場合は、大体一般論として正しい価格競争が行われている、談合はそれほどなかったんじゃないかというのが世間の一般常識であり、マスメディアが談合という物差しですね、どこまでが談合かという、その物差しではかった場合の価格帯です。

では、その価格帯で全くなかったのかと、談合が、それはわかりません。ただ、公正な 価格競争ですね、業者間のが行われた場合には、大体その数字におさまる、これが一般常 識です。

その観点から見た場合、今回、私95%と驚いたのです。高いですね。非常に高どまりです。これ、自分のお金で出すのだったら100でも120でもいいです。95でも。これ税金なのです。住民の皆さんが汗水流して働いたお金が使われているのです。できるだけ節税する、むだを省く、この観点から見た場合、95%は高過ぎます。

ですから、そういう意味でも正しく価格競争が行われる。ただ、安かろう、悪かろうということが入り込まないように、そこには一定のルールをつくる、これが大事です。そういうことを心がけながら、ぜひ価格ですね。平均的な入札価格が95なんてえらい高い金額におさまらないようなシステム、あり方を検討することは非常に大事です。現行のままでは、95%という高い落札率がこのまま維持されるのです。税金がむだに使われているかもわからない。こういうことを私は非常に懸念しています。

ですから、この議案に私は賛成いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 次に、反対討論ですが。

以上で討論がないようですから、これで討論を打ち切ります。

議員提出議案第6号 条件付一般競争入札の拡大を求める決議について採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第6号 条件付一般競争入札の拡大を求める決議を採決します。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立多数です。したがいまして、議員提出議案第6号 条件付 一般競争入札の拡大を求める決議は可決されました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第11、本日追加提案されました議員提出議案第7号 利根 町内の冠水対策の促進を求める決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。

提出者利根町議会議員白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

1 1 番(白旗 修君) それでは、議員提出議案第7号についてご説明申し上げます。 平成23年9月15日

利根町議会議長 五十嵐辰雄様

 提出者
 利根町議会議員
 白
 旗
 修

 賛成者
 同
 井
 原
 正
 光

 賛成者
 同
 若
 泉
 昌
 寿

賛成者	同	高	橋	_	男
賛成者	同	新	井	邦	弘
賛成者	同	花	嶋	美清雄	
賛成者	同	坂	本	啓	次
賛成者	同	今	井	利	和
賛成者	同	船	Ш	京	子
替成者	同	≒	谷	卣	明

利根町内の冠水対策の促進を求める決議について

上記について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。 本文をご説明いたします。

利根町内の冠水対策の促進を求める決議

利根町は、丘陵部を除く平地は遠い昔から海抜が低く、豪雨による浸水が起きやすい地 形であり、今日なお町内数か所において浸水・冠水の被害が発生している。

たとえば、利根ニュータウンの北東区域の住民数十世帯は、約30年前の宅地造成後の入居以来今日まで、短期集中豪雨による冠水の被害をたびたび受けてきた。住民は、区長(自治会長)を通してしばしば町に冠水対策を要望してきた。町も応急的対策を講じてきたが、事態の根本的解決には至っていない。

同様の状況が他の布川地区・文地区・文間地区、東文間地区、つまり町内全域の低地帯に豪雨のたびに発生している。我々は、このような状況が長期にわたって存在していたことについて、行政の施策のあり方に強い疑問を感じる。そして、住民の被る被害をこれ以上放置すべきでないと考える。

我々は、このような観点から利根町内の冠水問題を改めて正面から取り上げ、抜本的対策を今後強力に推進することを強く要望する。

以上、決議する。

平成23年9月15日

茨城県北相馬郡利根町議会

提案理由を簡潔にもう一度まとめますと、利根町内の冠水被害は、長年にわたり抜本的解決がなされていない。町は予算上の理由などで対策が難しいとしているが、住民の安心・安全が脅かされる状態をこれ以上放置すべきでない。

利根町議会としては、冠水防止のための方策を今年度から積極的に検討し実施すること を町に対して要請する。

議長(五十嵐辰雄君) 説明が終わりました。

本案については、賛成議員が全員でありますので、質疑及び討論を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第12、利根町冠水対策特別委員会の設置についてを議題と します。

町全域を通じて冠水被害に強いまちづくりを目指し、その具体的対策の調査・研究と実現を図るため、議員6名を委員とする冠水対策特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認め、利根町冠水対策特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

選任については、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長において指名したいと 思います。

委員会の構成委員を事務局長に朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

議会事務局長(酒井賢治君) それでは、利根町冠水対策特別委員会構成委員を朗読いたします。

まず初めに、新井邦弘議員、花嶋美清雄議員、坂本啓次議員、井原正光議員、若泉昌寿 議員、白旗 修議員の以上6名でございます。

議長(五十嵐辰雄君) 朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。したがって、利根町冠水対策特別委員会 委員は事務局長が朗読したとおり選任することに決定しました。

休憩中に全員協議会室にて利根町冠水対策特別委員会を開催しますのでお集まりください。

暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時25分開議

議長(五十嵐辰雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に利根町冠水対策特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

ここで井原正光君から報告を求めます。

利根町冠水対策特別委員(井原正光君) ただいま別室において利根町冠水対策特別委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりましたので報告をいたしたいと思います。

まず、副委員長に白旗委員、そして委員長を私が引き受けることになりました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

議長(五十嵐辰雄君) 以上で報告が終わりました。

ここで委員長のあいさつをお願いいたします。

利根町冠水対策特別委員会委員長井原正光君。

利根町冠水対策特別委員会委員長(井原正光君) ただいま6名というか、5名の皆さん方から選ばれました。

この利根町の今回、冠水対策特別委員会ということになりましたけれども、以前にも我々の先輩が利根町排水対策特別委員会なるものを設置いたしまして、住民の安心・安全を長く調査し、そしていろいろとその問題点を指摘しながら行政側にそれをやっていただいたという経緯がございます。

一部については既に農作物が冠水から救われておりますけれども、今度は農作物のみならず宅地の方が最近の異常気象によってのゲリラ豪雨によって冠水すると、そういう人間の生活を脅かされる事態にも発展しておりますので、ぜひともこれは解決していかなければならないと思っております。

一つは、議員の皆さん方、個人個人が今回は6名の方が選ばれましたけれども、議員の皆様方それぞれ今回この決議に賛成していただきましたので、一人一人が問題意識を持って、ただ単なる特別委員会でなくて、委員になられなかった方もひとつ積極的に参加をして意見等を申し述べていただければ、大変心強いなと思っております。

また、大変大きな問題でございますので、行政のご協力もいただかなければなりませんし、また、もちろん住民の方のご協力、それから、また関係機関の深いご理解もいただかなければならないということもございますので、大変長期にわたる、そしてまた難しい問題もございましょう。予算の問題もございましょう。いろいろ問題があるだろうと思いますけれども、それらを一つ一つ解決して、少しでも住民の皆さんが安心・安全な中で生活できるように頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつよろしくどうぞお願いを申し上げます。(拍手)

議長(五十嵐辰雄君) あいさつが終わりました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題 とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり 閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 次に、組合議員から各組合議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、稲敷地方広域市町村圏事務組合議員船川京子さん。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議員船川京子君登壇〕

稲敷地方広域市町村圏事務組合議員(船川京子君) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議 会報告をいたします。

平成23年8月5日に平成23年第2回議会臨時会が開催されました。

議案第1号 消防ポンプ自動車の取得について。

龍ヶ崎消防署に配置している消防ポンプ自動車を更新する議案です。契約の相手は株式 会社モリタ、契約金額は3,097万5,000円です。全員賛成で可決されました。

議案第2号 化学消防ポンプ自動車の取得について。

科学消防ポンプ自動車の購入事業については、今年度新たに建設予定の河内町(仮称) 新河分署に配置するために取得する議案です。契約の相手は株式会社モリタ、契約金額は 6,279万円です。全員賛成で可決されました。

議案第3号 一般会計補正予算について報告します。

歳入歳出予算の総額に282万1,000円を追加し、36億8,965万円とするものです。圏域内 民間防火組織の防火・防災普及啓発推進事業に対して、財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業助成金40万円が決定され、その他繰越金242万1,000円が増額補正されました。歳出は、民間防火組織の防火・防災普及啓発推進事業として活動資機材購入費40 万8,000円、消防費の施設費で龍ケ崎西部出張所の下水を公共下水道に接続するため、区域外排水暫定負担金13万円を計上し、また、河内町(仮称)新河分署建設に伴う造成工事の契約差金が生じたので、河内町への精算金、償還金利子及び割引料228万3,000円を計上したものです。全員賛成で可決されました。

議案第4号 組合監査委員の選任について。

選考委員会にて利根町新井邦弘氏が選任され、平成23年8月より平成25年7月までの2年間、監査委員に就任いたしました。

続きまして、平成23年7月7日から8日まで視察研修が行われ、群馬県富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合と埼玉県秩父広域市町村圏組合を視察してまいりましたので、ご報告いたします。

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合は、富岡市、下仁田町、甘楽町、南牧村で構成されており、管内人口およそ7万8,600人です。消防機関は1本部2署4分署1分遣所で構成されており、組合事業としては消防のほかに都市生活支援施設の設置及び管理、救急医療対策事業、看護師養成所の管理運営、視聴覚ライブラリーの管理運営なども行っています。

さらに、消防職員の大量退職に対する対策について、平成24年度から7年間で46名が退職するので、本年度に組合行政改革推進本部が設置され、行政改革実施計画を策定します。

また、昭和27年3月、甘楽母子寮として認可された母子ハイツかぶらにおいて、定員19 所帯で始められた事業でありますが、現在9所帯が入所しており、すべて広域入所のDV 被害者です。今後の課題といたしまして、圏域内の利用の入所所帯が減少し、組合予算の負担が大きくなっているとのことです。

視聴覚ライブラリーにおきましては、昭和53年に設置され、視聴覚教材及び機材の貸し出し、及び自作視聴覚教材の制作を行い、平成22年度事業においては、DVD16組購入及びプレゼンテーション教材妙義青少年自然の家宿泊訓練を作成しています。

目的、成果に対して制作する専門部門の教員の負担が大きいため、今年度において見直しを行うとのことです。

秩父広域市町村圏組合は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町で構成され、管内人口はおよそ10万9,760人です。同組合の消防広域化推進計画の進捗状況について報告いたします。

埼玉県は36消防本部があり、全国で3番目に多いそうです。平成22年3月25日、埼玉県消防広域化推進計画を策定し、県内7ブロックにする計画です。現在、消防広域化計画において、秩父市の所属する第5ブロックにおける協議会設置に向け、熊谷消防本部が事務局となっておりますが、現在のところ進展はしていないとのことです。

また、事務レベルの検討会も進んでいなく、県のバックアップ及びリーダーシップが大きな課題とのことでした。

そのほか、ごみの収集処理、火葬場、葬祭施設、霊柩車の管理運営、結核検査、エック

ス線検査、循環器健診に関すること、救急医療施設に関すること、介護認定審査会の設置 運営に関することなどの事業を行い、今後は火葬場の建設、廃棄物処理施設の機関改修整 備、消防救急無線のデジタル化などの事業の実施を計画しています。

以上、ご報告いたします。

議長(五十嵐辰雄君) 次に、龍ケ崎地方塵芥処理組合議員今井利和君。

〔龍ケ崎地方塵芥処理組合議員今井利和君登壇〕

龍ケ崎地方塵芥処理組合議員(今井利和君) 龍ケ崎地方塵芥処理組合の報告をいたします。

7月20日、午後4時より龍ケ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会が開催され、焼却灰の 放射性セシウム濃度測定結果を受けて、今後の対応について協議検討が行われました。

測定結果では、焼却灰の一部から放射性セシウムが検出されました。ダスト固化物では放射性ヨウ素131は不検出、放射性セシウム134は9,300プラス・マイナス60、放射性セシウム137は1万、合計1万9,300ベクレルを検出されました。

スラグでは、放射性ヨウ素131は不検出、放射性セシウム134は220プラス・マイナス3、 放射性セシウム137は240プラス・マイナス4、合計400ベクレル。

800ベクレルを超えたダスト(溶融飛灰固化物)については、本組合敷地内に一時保管する。800ベクレル以下のスラグについては、本組合最終処分場に埋め立て処分する。

清掃工場や最終処分場付近での空間放射線量及び観測井戸水の放射性物質については、 モニタリングを実施し、結果についてはホームページで公表することが承認されました。

なお、ダスト固化物(溶融飛灰固化物)は一時貯留槽に入れ、後にフレコンバック1立 方1トンに詰めて車庫に保管、約7週間分です。ペットボトルを移動してペットボトル保 管所に指示された方法で保管している。

一般廃棄物処理施設における放射性物質に関する明確な安全基準や処分方法を早急に示すように申し入れを行います。

8月9日付で龍ケ崎地方塵芥処理組合より連絡があり、観測井戸、2カ所の井戸水、煙突から排出される排ガスの中の放射性濃度を測定したが、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137はいずれも不検出と結果が報告されてきました。

8月17日、放射性物質の再調査が実施されました。焼却灰であるダスト固化物(溶融飛灰固化物)から1万5,000ベクレルの放射性セシウムが検出されました。引き続き組合敷地内保管庫に一時保管しておりますとの連絡がありました。

以上で報告を終わります。

議長(五十嵐辰雄君) 次に、龍ケ崎地方衛生組合議員坂本啓次君。

〔龍ケ崎地方衛生組合議員坂本啓次君登壇〕

龍ケ崎地方衛生組合議員(坂本啓次君) それでは、龍ケ崎地方衛生組合からの報告を いたします。 報告は2点ほどあります。

1点目は、肥料取り扱い及び放射能濃度測定結果についてでございます。

8月1日付で農水省より肥料に含まれる放射性セシウムの暫定値、許容値を1キログラム当たり400ベクレルと定め、許容値を超えた肥料は施用、使用、生産または流通させてはならないとの発表がありました。当組合で製造した肥料について検査をしたところ、放射性セシウムは許容値を超えており、肥料製品としての出荷及び管内無料配布等は停止いたしました。

なお、対応策といたしましては、農水省に確認をとり、肥料の原料として乾燥品をフレコンバック詰めでの業者に出荷する措置をとっております。

2点目の損害賠償請求訴訟についてでございます。

お手元に配付しておりますが、平成23年7月12日と平成23年9月5日弁論準備などをしておりますとの報告でございました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してあるものをお読みください。よろしくお願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 各組合議会議員からの発言が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長(遠山 務君) 平成23年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、さきの台風12号の被害に遭われた方々に対しまして、この場をおかりして謹んで お悔やみとお見舞いを申し上げます。

9月3日から本日まで通算15日間にわたり行われました今期定例会では、今年度の各会計における補正予算を初め条例の改正や平成22年度決算認定など、合計24件の案件につきましてご提案を申し上げたところ、議案第60号の人事案件を除き、そのほかの議案につきましては原案のとおり可決並びに承認をいただき、厚く御礼を申し上げます。

残念ながら教育委員会委員の任命につきましては、ご理解を得られず否決となりましたが、今後の利根町の教育行政の円滑なる運営を進めるためにも、できるだけ早い時期に議員の皆様方の同意を得たいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどを心よりお願いを申し上げます。

また、本定例会の期間中でございますが、6日、7日、8日に行われました一般質問、そして議案審査の過程で議員の皆様方からいただきましたご意見やご提言、また、決算特別委員会でのご意見等につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考とさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

例年これからの季節、台風の本格的な到来シーズンとなります。さきの台風12号による

利根川の増水については、押付観測所のデータで氾濫注意水位3メートル10センチメートルのところ、最高水位で4メートル11センチメートルまで増水し、消防団、広域消防等で警戒に当たった経緯がございますが、今後におきましても台風や予期せぬ大雨等がこの地を襲う可能性は否定できません。

また、3月11日の大震災やその後の余震で地盤が緩んでいることも十分考えられますので、今後も警戒心を緩めず、対応また警戒に当たっていきたいと考えております。

また、定例会の中でも触れましたが、今後の災害復旧工事を着実に進めていく一方で、 多くの方々が心配されている放射線量に対する対応につきましても、新たな職員、放射能 測定システムを導入するなど、公共施設等の空間や土壌の検査を実施していくとともに、 一般の方にも配慮したでき得る限りの対応を心がけていきたいと、そのように考えており ます。

今後におきましても、住民の皆様方の目線に立ちながら、一つずつ山積した課題に取り 組んでまいりたい、そのように考えておりますので、引き続きご理解とご協力を承ります ようお願い申し上げ、定例会閉会に当たりましてのあいさつといたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

議長(五十嵐辰雄君) 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。 これをもちまして、平成23年第3回利根町議会定例会を閉会します。 なお、次回第4回定例会は、平成23年12月6日火曜日の開会を予定しております。 お疲れさまでした。

午前11時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 五十嵐 辰 雄

署名議員 守谷貞明

署名議員 坂本啓次